

施設入所を希望されるご家族へ

社会福祉法人 洛西福祉会
特別養護老人ホーム沓掛寮

施設入所をご希望されるということは、在宅において、とても大変な状況となっておられることと御察し申し上げます。本来ならば、病院の入院のように入所施設ベッドに空きが有り、すぐに入所できるような福祉社会となっていれば良いのですが、現実に入所を希望する大勢の待機者がおられる状況となっております。

※当施設では、有効申込者(待機者)350名程度、年間退所者10名程度

介護保険制度では、本人の希望により好きな施設へ入所をすることが出来るようになっております。言い換えれば、利用者自らの選択により、その施設の状況や考え方に納得し、入所すると言えます。

その意味で、

特別養護老人ホームとは何か？

どのような介護・医療が提供されるのか？

本当に施設入所すべきかどうか？

具体的にどの施設を希望するのか？

を検討できるように下記の通りの説明をさせていただきます。ご一読いただき、納得して入所申込まただけならと考えております。

1. 特別養護老人ホームとは何か？

特別養護老人ホームとは読んで字の通り、特別に養護が必要な高齢者が入所する施設です。健康な高齢者は、残念ながら入所することは出来ません。

【施設入所とは…】

施設入所とは、何らかのご事情で、在宅での生活が困難になられた介護度3～5の認定を受けられた方々が共に、日常生活を送る生活の場です。

脳梗塞等による身体的障害の方や、アルツハイマー病等の認知症の方など様々な症状、また様々なご家族のご事情で在宅生活が困難になられた方が施設で生活されています。

様々な症状をお持ちの方々が共に生活を送る場所である以上、生活者間のストレスやトラブルは当たり前にあるものです。特に沓掛寮は、4人部屋が基本の施設です。その為、寝食を伴にする他人が24時間居ると言えます。基本的には、他者が居て楽しい方でも、24時間365日、他人が居ると言うことは、ときには、『しんどい』と感じることもあります。

沓掛寮としては、息が詰まらないよう施設内外の行事を計画したり、職員と寄り添いゆっくりと話ができる時間を設けたりと対応の努力をしています。ただし、生活者ご本人にとっては、直接の援助者である施設職員に対しては気兼ねがあったり、また、ご自身の能力維持の言葉かけ(叱咤激励)の中で、全てのストレスを無くす

ことは難しいと言えます。そのようなストレスについては、ご家族の訪問が特に必要になります。

生活の場であると言うことは、毎日、理学的なりハビリ訓練がある、または遊ぶことができると言うものではありません。健常者でも毎日遊んでいることは無いのと同じで、施設生活の楽しみは、1週間(サークル活動)・1ヶ月(月の行事)・1年(シーズン行事)の単位で、生活者が自ら『参加したい』と考え参加することで得られます。また、生活とは、社会における自身の役割探しとも言えます。施設の中では、自らが望むことで、掃除や洗濯、衣類たたみ等の役割を持つこともあります。

査掛寮では、上記のことを踏まえて、その一人一人が人間らしく生き・生活できるようケアプラン(介護計画)を立て、可能な限り自立し快適に生活していただく介護を提供しております。

2. どのような介護が提供されるのか？

【施設介護と在宅介護の違い】

在宅介護は…

在宅介護は、高齢者1人に家族全体で介護を行い介護支援専門員と協力し、さまざまな在宅介護サービス(ヘルパー、デイサービス等)を利用してご自宅での生活を組み立てる介護をいいます。在宅介護の中では常に1人の高齢者中心に介護がなされ24時間1対1の関係で生活されています。ここには、直接介護されている方にとって肉体的・精神的な負担が存在します。

施設介護とは…

施設介護は、1人の高齢者に家族の方々や訪問介護する在宅介護とは違い、3人の高齢者(24時間365日生活される3人)に対して1名の職員(8時間・月20日程度勤務する1人)を基準として配置(介護保険配置基準)された職員が介護を行います。

当施設においては、配置基準以上に職員を配置して、24時間体制でお世話しております。24時間体制とは、日勤帯(早出・遅出等)、夜勤等の変則勤務による切れ目のない介護体制です。

お世話をする介護職員の実情は、入所者 115 人前後に対して、昼間は職員10名～15名、夜間は職員5名での介護体制になります。また、昼間の入浴時には、約5名の職員が介助に当たるため、残り5名～10名の職員で各階の入所者を介護・見守りをするようになります。その為、必然的に、1人の入所者を介護している間は、他の入所者からは目が離れます。ここに施設介護での危機が存在しています。この危機は、在宅介護では起り得ない事故を引き起こす原因であり、私たち施設職員はこの危機の回避のための努力をしております。

しかし、目が離れないようにするということが不可能なことであり、施設介護ではその空白の時間をどのように介護するのが、大きな課題になっています。また、身体拘束解除やプライバシー保護等の人権尊重をどのように考え・守っていくのかも課題となっております。

特に入所者が楽しい施設生活を過ごしていただくためには、できるだけ寝たきりにならないよう、本人の残存能力の維持・向上を図ることが重要です。しかし、残存能力の維持・向上には、身体拘束を解除し機能回復のために歩行するなど、リハビリ訓練・介護方法の変更等が必要になります。この行為が逆に転倒事故・転落事故の発生に繋がるといふ、施設にとって宿命的な課題があります。

当施設では、転倒等のおそれが有る入所者の方々にオリエンテーション等を行う危機管理職員や、各階・各室の状況を把握し必要な措置を行う各階担当職員を配置し、また、身体能力低下からの事故を防止する為のリハビリ活動、本人にあった介護機器の検討と利用等、様々な対応をし、空白の時間を作らない努力や人権尊重に努めております。

以上のことをご理解賜りたいと存じます。

3. どのような医療が受けられるの？

※ 杓掛寮は、生活者専用の併設事業所として、杓掛寮診療所を設置しています。杓掛寮診療所では、常勤医師体制を整えております。

- 杓掛寮診療所は街の診療所と変わりません。入所者の健康管理のほかは、可能な医療が限られています。(病院とは違います。)
- 高齢者は、生活環境の変化が心身にかなりの負担を与えます。これが原因で、入所後まもなく発病されることがあります。(生活環境変化による問題)
- 新生活に慣れられても、老化による身体能力の低下等により、脳卒中や心筋梗塞などでの急変、急死が起こることがあります。

(専門治療の必要性)

- 脱水症を伴う肺炎、転倒などで骨折を生じたりする場合は、施設内での治療は不可能なので、病院(協力病院)での入院治療となります。その際は、病状に対するご理解と今後の受療方針を決めるため、付き添いをお願いいたします。

(受診要望に対する対応)

- 入所者本人あるいはご家族の希望で病院受診の申し出がある場合も、症状その他の事情で受診付き添いをご依頼することがあります。病院受診には職員1名ないし2名の付き添いと、半日程度の時間を必要とするので緊急受診以外の場合は直ちに希望に応じることが出来ず、予定を立て受診するか、ご家族に協力を依頼することがあります。

(夜間の緊急時の対応)

- 杓掛寮では夜間の看護職員当直は行っていないので、看護職員不在の時間帯に緊急事態が発生した場合は、夜間勤務者が施設車または救急車にて、病院へ付き添い受診します。

・老衰などでの回復不能とみられる終末期を迎えられた場合の対応
杓掛寮で看取りケアとしてできる医療的行為は、次のような事項です。

※ 栄養面は高栄養流動食を経口

※ 呼吸困難には酸素吸入

※ 身体的な痛み(疼痛)があれば鎮痛処置

終末期を杓掛寮で迎えたいご希望があれば上記を参考にお申し出ください。

また、入所者の老衰が進んだ場合は、ご家族に報告し、当寮医師もしくは看護職員との面談を持つようしております。

4. 杓掛寮入所についての概要説明

【利用料金】

利用料金は、介護度と入所される居室形態によって金額が決まります。杓掛寮では、ほとんどの居室が多床室(4人部屋)となっています。詳しくは別紙の施設入所料金の料金表をご覧ください。

また、その他の費用として、医療行為に対する負担金、生活する上で必要な衣類の購入や日用消耗品については、自己の負担となります。

現在の高齢者のほとんどは、年金制度創設当時からの加入者が多い為、所得が低く、役所の減免制度等が適用される方が多いです。減免制度は、収入に応じた負担となるように設計されているため、原則は、入所者自身の収入のみで入所できます。

※ただし、世帯収入等の縛りがあるため、全ての方が自身の収入のみで入所できるとは言えません。

【おむつ等介護に必要な物品について】

おむつについては介護費用に含まれている為、ご本人負担はありません。また、生活における洗濯についても生活する施設であることから、施設職員が洗濯をすると伴にご本人の負担もございません。ただし、大切な衣類については、保証することが難しいことから施設ではお引き受けできません。

【施設の洗濯とは・・・】

施設では、感染症の問題から、菌を殺すことを目的として、80度以上10分以上の乾燥機での乾燥を実施します。その為、素材によっては縮む等の破損事故が発生します。下着等の衣類については、漂白剤(ハイター等)を使用するため、縫製の糸がご自宅の洗濯よりも早い時期に潰れ交換が必要になります。

また、施設内には115名の生活者が在所されており、それぞれの方に3箇所程度の収納があります。施設での洗濯後衣類の返却には十分注意していますが、現実として345箇所への返却となるため、職員の誤りで、他者の収納に返却した場合、なかなか見つからないこともございます。

また、生活者間のやり取りや認知症に見られる収集行動等で他者の収納に移動することもあります。その為、生活者には、衣類に必ずお名前を記入していただくことや大切な衣類等は極力少なくして欲しいことを依頼しています。

入所選考から入所までの流れ

1. 入所判定委員会

入所申込申請書提出後、第1次審査として、施設入所判定委員会で書類より、現時点の入所順位が決定されます。

※ 入所順位については順次更新されるので、この時点での順位は随時変更されます。

上記の理由から、決定された順位を全ての方にお伝えすることは行っておりません。気になる方は、お問い合わせ下さい。

2. 上位者の担当介護支援専門員(ケアマネージャー)への調査

入所判定委員会のリスト上で上位の方については、現状調査を行います。

申込日と調査日には日数的に数年経過していることが有ります。申込時点と状況が変化されていることが多いので、次の2点について調査しております。

① 現在の申込者の居所(担当介護支援専門員かどうかの確認)

② 記載事項に変化が生じていないか?

※ 在宅状況を知る意味で、介護認定申請書類を開示いただくよう要請することが有ります。

3. ご家族様との面談調査

施設入所は申込者及びご家族様が納得されて、ご自身が選んで入所する施設です。

その為、納得して入所頂くため、下記の内容で面談調査しております。

① 申込書類内容の相違が無いかの確認

② 施設入所介護・医療についての納得(杓掛寮についての説明)

③ 入所意思継続の確認

4. ご本人との面接調査

ご本人の状況について、施設側が受け入れ可能か直接面接調査させていただきます。

正しい状況理解のため、ご家族様の同席をご依頼させていただきます。

① ご本人の介護状況

② ご本人の医療状況

5. 施設意思決定の入所選考委員会

ご家族面談及びご本人面接の結果を踏まえて、入所順位を決定します。

※ この時点で1位の順位決定された場合は、この後、特別の理由が無い限り、順位が変わることは有りません。(特別の理由とは…京都市の措置入所等)

※ 決定内容については、施設よりご家族様へ電話でご報告させていただきます。

6. 施設に空きが出来次第、入所をご案内します。

当該フロアーに空きが出来次第のご案内となります。

※ 当施設に入所ができることをお伝えします。ご家族様で入所日をご検討下さい。

※ 老健等他の福祉施設に入所されている方は、当該施設と相談し、契約に基づく退所日を決定して下さい。